

住生活支援講座

「相続登記申請の義務化について」

講師：札幌法務局滝川支局 加藤 統括登記官

日 時

令和7年

8月22日(金)

午後 2:30～午後 4:00

場 所

砂川市役所 2階 大会議室
(砂川市西7条北2丁目1番1号)



申込み
不要

参加費
無料

「相続登記をしないとどうなるの？」

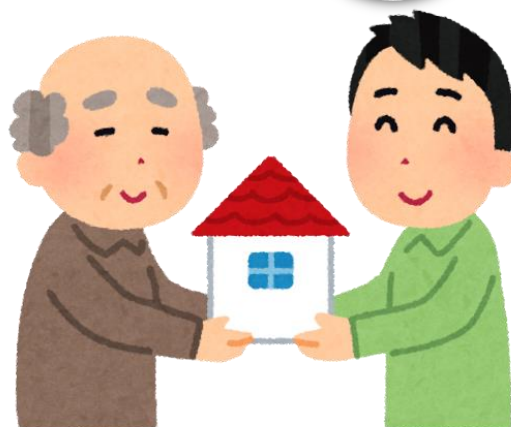
「今のうちからできることは？」

「何から始めればいいのか？」

「どんな手続きをすればいいのか？」

「費用はどれくらいかかるの？」

「どこに相談すればいいのか？」



令和6年4月から相続した不動産の登記申請が義務化されています。

砂川市住み替え支援協議会では、このことをテーマに札幌法務局滝川支局から講師を迎え、講座を開催し、最後に質問タイムも設けます。

～ お問い合わせ ～

砂川市住み替え支援協議会事務局
(砂川市建設部建築住宅課内)
砂川市西7条北2丁目1番1号
TEL：0125-74-8758 (直通)
E-mail：j-shien@city.sunagawa.lg.jp

主催：砂川市住み替え支援協議会